

## 測定法に関する専門家意見

- ① 粒子状水銀の省略について、施行後3年は、全ての施設に全水銀の測定を課しているところ、既存のデータでも省略可能の判断をできるようにしてほしい。

→ 測定法検討会意見：原案は、実態調査結果の他に、電事連から提供された全水銀に占める粒子状水銀の割合に関するデータも踏まえて検討したものである。よって、原案通りが適切と考える。

- ② ガス状水銀のサンプリング量を 100L から JIS の 20L にしてほしい。

→ 測定法検討会意見：平常時における平均的な排出状況を捉える測定法として提案したものであり、原案通りが適切と考える。

- ③ 測定頻度について、ばい煙の測定頻度及び再測定の規定を考慮し、
- ・排ガス量4万 m<sup>3</sup>/h以上の施設は、4ヶ月を超えない期間に1回以上、
  - ・排ガス量4万 m<sup>3</sup>/h未満の施設は、6ヶ月を超えない期間に1回以上、
- と、排ガス量に応じて測定頻度を設定しているところ、

一律6ヶ月に1回以上としてほしい。

又は、直接曝露による健康影響がないため、年1回としてほしい。

→ 測定法検討会意見：水銀排出量に応じて測定頻度を設定しており、ばい煙規制が既に排ガス量4万 m<sup>3</sup>/h以上の施設について2ヶ月を超えない期間に1回で測定していることから、原案通りが適切と考える。なお、法施行後5年の見直しの際には、測定頻度についても測定結果を踏まえて検討が行われる。

- ④ 再測定規定の、初回測定が基準値を超えた値が検出された場合に、原則として超過が確認された日から遅くとも 30 日以内に再測定を3回以上行うとしているところ、30 日と期間を明示すべきではない。「可能な限り速やかに」などのような表現にしてほしい。

→ 測定法検討会意見：「原則」としており、特別な事情は考慮される。また、自治体間での統一した運用のために目安を示すことは需要であるとの意見もある。ただし、水銀濃度が変動することを踏まえ、排出状況を大きく上回る場合には迅速な対応をとることとし、それ以外の場合は、初めての運用方式であることを考慮し、以下のとおりとする。

「なお、速やかな再測定とは、初回の測定結果が排出基準の値の 1.5 倍を上回る場合は、初回測定結果が得られた後から遅くとも 30 日までの間に実施すること、それ以外の場合は初回測定結果が得られた後から遅くとも 60 日までの間に実施することを原則とする。」